

江田島市教育委員会会議録

平成 28 年 5 月 16 日（月）平成 28 年第 7 回教育委員会会議定例会を大柿公民館大会議室において開催しました。

1 開会及び閉会に関する事項

開会	午前	9 時 30 分
閉会	午前	10 時 20 分

2 出席委員（5 名）

委員長	三島雅司
委員長職務代理者	樋上美由紀
委員	柳川政憲
委員	今井絵里子
教育長	塚田秀也

3 出席説明員

教育次長	小栗賢
学校教育課長	畠藤邦子
生涯学習課長	仁井雄一
西能美学校給食共同調理場総括場長	森脇正明
江田島図書館長兼能美図書館長	木場久仁子

4 事務局

学校教育課	
課長補佐	中本陽子

5 傍聴人

なし

6 議事日程

- (1) 教育長報告
- (2) 会議録署名委員の指名
- (3) 議案第 9 号 平成 28 年度全国学力・学習状況調査における結果公表について
- (4) 議案第 10 号 平成 29 年度に市立学校で使用する教科用図書のうち、学校教育法附則第 9 条の規定による図書に係る採択基本方針案について
- (5) 議案第 11 号 江田島市公民館設置及び管理条例の一部を改正する条例案について

- (6) 議案第 12 号 江田島市選挙運動のためにする個人演説会等開催のために必要な設備の程度等に関する規則の一部を改正する規則案について
- (7) 承認第 10 号 教育委員会の附属機関の委員の委嘱について
- (8) 承認第 11 号 教育委員会の所管に属する学校の職員の任免について
- (9) その他

7 議事の概要

○ 三島委員長

ただいまから、第 7 回江田島市教育委員会会議定例会を開会します。

ただ今の出席委員は 5 名です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

○ 三島委員長

審議に入る前に、承認第 10 号並びに承認第 11 号については、人事に関する案件ですので、審議は非公開が適当ではないかと思いますが、いかがでしょうか。

(全員異議なし)

○ 三島委員長

それでは、お諮りいたします。

承認第 10 号「教育委員会の附属機関の委員の委嘱について」及び承認第 11 号「教育委員会の所管に属する学校の職員の任免について」は、公開しないことに賛成の方の、挙手をお願いします。

(全 員 挙 手)

○ 三島委員長

挙手全員と認めます。

従いまして、承認第 10 号「教育委員会の附属機関の委員の委嘱について」並びに承認第 11 号「教育委員会の所管に属する学校の職員の任免について」は、公開しないで審議することに決定いたしました。

○ 三島委員長

日程第 1、「教育長報告」を行います。

○ 三島委員長

塚田教育長から報告事項がありますので、報告をしていただきます。

- 塚田教育長
「教育長報告」 (省 略)

- 三島委員長
以上で、教育長報告を終わります。
日程第2, 「会議録署名委員の指名」は、会議規則第17条第2項の規定により、あらかじめ署名委員の順番を決めていますので、今回は、柳川委員にお願いします。
(全員異議なし)

- 三島委員長
日程第3, 議案第9号「平成28年度全国学力・学習状況調査における結果公表について」を議題とします。
提出者から提案理由の説明を求めます。

- 塚田教育長
ただ今上程されました議案第9号「平成28年度全国学力・学習状況調査における結果公表について」でございます。
議案書, 1ページをお開きください。
平成28年度全国学力・学習状況調査における結果公表の在り方についての方針を定めるため、江田島市教育長に対する事務委任規則(平成16年教育委員会規則第4号)第2条第1号の規定により、委員会の議決を求めるものでございます。
内容につきましては、学校教育課長をして説明申し上げます。

- 学校教育課長
ただ今上程されました議案第9号「平成28年度全国学力・学習状況調査における結果公表について」の内容について説明いたします。
提案理由については、先ほど教育長が説明いたしましたとおりでございます。
毎年4月に、小学校6学年, 中学校3学年を対象に、全国学力・学習状況調査が実施されます。今年は4月19日火曜日に、国語と算数・数学の調査が実施されました。
では, 2ページをご覧ください。
2ページは, 文部科学省の実施要領の抜粋でございます。昨年度の実施要領と同様の内容でございます。
この実施要領では, (イ) 市町村教育委員会の①にございますように, 当該市町村における公立学校全体の結果について, それぞれの判断において, (エ) の配慮事項に基づき公表することは可能であるとされています。
②には, 自らが設置管理する学校の状況について, それぞれの判断において, (エ) の配慮事項に基づき公表することは可能であるとされています。

③には、取り扱いについて述べられています。「③自らが設置管理する学校に自校の結果を公表するよう指示する場合も、自らが個々の学校名を明らかにした公表を行う場合に準じて取り扱うこと。」とされています。

3ページをご覧ください。文部科学省の実施要領を踏まえ、江田島市教育委員会の方針案をご審議いただきたいと思っております。

方針としては、3点です。

(1) 県教育委員会が市町別結果を公表することに同意する。

(2) 学校全体の結果は公表するが、学校別結果は公表しない。

(3) 単に平均正答数や平均正答率などの数値のみの公表は行わず、調査結果について分析を行い、その分析結果を併せて公表する。さらに、調査結果の分析を踏まえた今後の改善方策も示す。また、調査の目的や、調査結果は学力の特定の一部分であることを明示する、ということでございます。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○ 三島委員長

説明が終わりました。ご質疑はございませんか。

○ 樋上委員

江田島市教育委員会の方針案中、「(2) 学校全体の結果は公表するが、学校別結果は公表しない。」とありますが、「学校全体」の捉え方を説明してください。

○ 学校教育課長

「学校全体」の捉え方ですが、例えば、小学校の国語は、平均正答数・平均正答率は何%と、小学校全体の結果を公表します。各小学校別の結果は公表しない、という考え方です。

○ 樋上委員

学校種別での全体数は公表するが、個々の学校の数値は公表しない、という意味で良いですね。

○ 学校教育課長

はい。そのとおりです。

○ 三島委員長

他にご質疑はございませんか。

(質疑なし)

○ 三島委員長

それでは、本件の審議を終わります。

採決に移ります。議案第9号「平成28年度全国学力・学習状況調査における結果公表について」は、原案のとおり決定することにご異議はありませんか。

(全員異議なし)

○ 三島委員長

全員異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

○ 三島委員長

日程第4、議案第10号「平成29年度に市立学校で使用する教科用図書のうち、学校教育法附則第9条の規定による図書に係る採択基本方針案について」を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

○ 塚田教育長

ただ今上程されました議案第10号「平成29年度に市立学校で使用する教科用図書のうち、学校教育法附則第9条の規定による図書に係る採択基本方針案について」でございます。

議案書17ページをお開きください。

平成29年度に市立学校で使用する教科用図書のうち、学校教育法附則第9条の規定による図書の採択に関し、基本方針を定める必要がありますので、江田島市教育長に対する事務委任規則（平成16年教育委員会規則第4号）第2条第9号の規定により、委員会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、学校教育課長をして説明申し上げます。

○ 学校教育課長

ただ今上程されました議案第10号「平成29年度に市立学校で使用する教科用図書のうち、学校教育法附則第9条の規定による図書に係る採択基本方針案について」の内容について説明いたします。

提案理由については、先ほど教育長が説明いたしましたとおりでございます。

18ページをご覧ください。

学校教育法附則第9条の規定によるということでございますが、これは特別支援学級の教科用図書の規定です。ということから、この採択基本方針は、平成29年度に市内の小中学校の特別支援学級における教科用図書の採択基本方針について定めるものということでございます。

1 採択の基本方針でございます。

(1) は採択の基本について示しております。調査研究を行う際の4つの観点アイウエにより、調査研究を行います。

(2) は適正かつ公正な採択の確保について示しております。イでは、「特定の教科書発行者と関係を有する者が教科書採択に関与することがないようにする」と、新たに示したものでございます。

(3) は開かれた採択の推進として、公表する内容について定めております。次に、「2 方法、組織及び手続き」でございませぬ。

(1) で教科用図書の選定について、(2) で各学校が教科用図書を種目ごとに選定し、選定理由書を江田島市教育委員会に提出することについて定めております。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○ 三島委員長

説明が終わりました。ご質疑はございませぬか。

(質疑なし)

○ 三島委員長

それではこれで、本件の審議を終わります。

採決に移ります。議案第10号「平成29年度に市立学校で使用する教科用図書のうち、学校教育法附則第9条の規定による図書に係る採択基本方針案について」は、原案のとおり決定することに、ご異議はありませぬか。

(全員異議なし)

○ 三島委員長

全員異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

○ 三島委員長

日程第5、議案第11号「江田島市公民館設置及び管理条例の一部を改正する条例案について」を議題とします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

○ 塚田教育長

ただ今上程されました議案第11号「江田島市公民館設置及び管理条例の一部を改正する条例案について」でございませぬ。

議案書、20ページをお開きください。

宮ノ原公民館の廃止に伴い、現行条例の一部を改正する必要がありますので、教育長に対する事務委任規則(平成16年江田島市教育委員会規則第4号)第2条第3号の規定

により、委員会の意見を求めるものでございます。

内容につきましては、教育次長をして説明申し上げます。

○ 教育次長

ただ今上程されました議案第 11 号「江田島市公民館設置及び管理条例の一部を改正する条例案について」説明いたします。

提案理由につきましては、先ほど教育長が説明いたしましたとおりでございます。

議案書 21 ページに改正条文を、22 ページに新旧対照表添付しております。

初めに主な改正内容を説明させていただき、その後に議案の説明をいたします。

まず、今回の改正理由は、旧宮ノ原小学校の改修工事が 6 月 30 日に終わり、7 月 1 日から宮ノ原交流プラザとして供用開始することとなりました。それに伴い、6 月議会で、「江田島市交流プラザ設置及び管理条例の一部を改正する条例案」を提出するにあたり、教育委員会の意見を求めるものでございます。

主な改正内容は、現行条例から、宮ノ原公民館の項を削ると言うものでございます。議案書 22 ページの参考資料をご覧ください。

現行の第 2 条の表中の「宮ノ原公民館」の項と、別表、第 11 条関係の「宮ノ原公民館」の表を削ると言うものです。

議案書、21 ページをご覧ください。

最後に、附則として、「この条例は、平成 28 年 7 月 30 日から施行する。」としております。

宮ノ原交流プラザは、7 月 1 日からの施行となっておりますが、宮ノ原公民館は 7 月 30 日と、一箇月後の施行としております。その理由は、今年度、参議院議員通常選挙が、7 月中旬ごろ予定されているため、宮ノ原公民館が、投票所等での利用が見込まれるためでございます。

以上で、説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○ 三島委員長

説明が終わりました。ご質疑はございませんか。

(質疑なし)

○ 三島委員長

それではこれで、本件の審議を終わります。

採決に移ります。議案第 11 号「江田島市公民館設置及び管理条例の一部を改正する条例案について」は、原案のとおり決定することに、ご異議はありませんか。

(全員異議なし)

- 三島委員長
全員異議なしと認めます。
よって本案は、原案のとおり可決されました。

- 三島委員長
日程第 6，議案第 12 号「江田島市選挙運動のためにする個人演説会等開催のために必要な設備の程度等に関する規則の一部を改正する規則案について」を議題とします。
提出者から、提案理由の説明を求めます。

- 塚田教育長
ただ今上程されました議案第 12 号「江田島市選挙運動のためにする個人演説会等開催のために必要な設備の程度等に関する規則の一部を改正する規則案について」でございます。
議案書，23 ページをお開きください。
宮ノ原公民館の廃止に伴い、現行規則の一部を改正する必要がありますので、教育長に対する事務委任規則（平成 16 年江田島市教育委員会規則第 4 号）第 2 条第 2 号の規定により、委員会の議決を求めるものでございます。
内容につきましては、教育次長をして説明申し上げます。

- 教育次長
ただ今上程されました議案第 12 号「江田島市選挙運動のためにする個人演説会等開催のために必要な設備の程度等に関する規則の一部を改正する規則案について」説明いたします。
提案理由につきましては、先ほど教育長が説明いたしましたとおりでございます。
議案書 24 ページに改正条文を、25 ページに新旧対照表添付しております。
初めに主な改正内容を説明させていただき、その後に議案の説明をいたします。
まず、今回の改正理由は、先ほど上程し、可決されました、議案第 11 号、宮ノ原公民館の廃止に伴い、これまで、選挙運動のためにする個人演説会場であった宮ノ原公民館を廃止するものでございます。
主な改正内容は、現行規則から、宮ノ原公民館の項を削ると言うものでございます。
議案書 25 ページの参考資料をご覧ください。
現行の第 1 条第 1 号の照明の表中の「宮ノ原公民館」の項を削り、また、同表の「中町小学校」の項で、「蛍光灯」の表記に誤りがあったため、今回の改正に併せて、字句の修正をするものです。
議案書，24 ページをご覧ください。
最後に、附則として、「この規則は、平成 28 年 7 月 30 日から施行する。」としており

ます。理由は、議案第 11 号で説明したとおりでございます。

以上で、説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○ 三島委員長

説明が終わりました。ご質疑はございませんか。

(質疑なし)

○ 三島委員長

それではこれで、本件の審議を終わります。

採決に移ります。議案第 12 号「江田島市選挙運動のためにする個人演説会等開催のために必要な設備の程度等に関する規則の一部を改正する規則案について」は、原案のとおり決定することに、ご異議はありませんか。

(全員異議なし)

○ 三島委員長

全員異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

○ 三島委員長

日程第 7, 承認第 10 号「教育委員会の附属機関の委員の委嘱について」を議題とします。

(非公開)

○ 三島委員長

日程第 8, 承認第 11 号「教育委員会の所管に属する学校の職員の任免について」を議題とします。

(非公開)

○ 三島委員長

以上で、本日の会議に付された審議事項は、すべて終了しました。

「その他」

その他では、次の項目について報告を行いました。

(1) 生徒指導上の諸問題等集計について (4 月分)

(2) 平成 28 年度江田島市教育委員会いじめ問題調査委員会委員候補者について

- (3) 江田島市立学校校務支援システム導入検討委員会設置要綱について
- (4) 江田島市立小学校副読本編集委員会設置要綱について
- (5) 平成 28 年度運動会について
- (6) 第 12 回江田島市文化協会交流発表会について
- (7) 異物混入について

次の教育委員会会議は 6 月 20 日(月)午前 9 時 30 分から柿浦小学校会議室で開催します。
以上で閉会します。

江田島市教育委員会会議規則の規定により，ここに署名する。

江田島市教育委員長

署 名 委 員